横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第1329号)

平成27年12月25日

横情審答申第1329号 平成27年12月25日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

平成27年5月14日中土第380号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「中区A町Bマンション地先歩道上に地下街に入る上屋が2個あるが、天井がはがれているので権利者はだれか。民間人の場合は道路占用契約の無有がほしい」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「中区A町Bマンション地先歩道上に地下街に入る上屋が2個あるが、 天井がはがれているので権利者はだれか。民間人の場合は道路占用契約の無有がほしい」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「中区A町Bマンション地先歩道上に地下街に入る上屋が2個あるが、天井がはがれているので権利者はだれか。民間人の場合は道路占用契約の無有がほしい」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成27年4月17日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 当該開示請求に係る上屋は、横浜市中区C町D番地の地下に所在する特定商業施設の出入口のうち、中区A町Bマンション地先の市道高島関内線7148号の歩道部分から地下街に下りる階段2か所に設置された上屋(以下「本件上屋」という。)を指す。本件上屋は、特定商業施設の開業に伴い、昭和46年に設置された。

本件上屋は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項第5号に掲げる工作物である。道路占用に当たっては、民間法人等は各区土木事務所又は道路局道路部管理課(以下「道路局管理課」という。)あてに道路占用許可申請書(以下「申請書」という。)を提出し、道路管理者からの道路占用許可書(以下「許可書」という。)の交付を受け、道路占用が可能となる。

(2) 本件処分は、本件上屋が中区中土木事務所(以下「中土木事務所」という。)の 所管する占用物件であるとの想定に基づき、申請書の提出の有無について占用物件 検索システム等により調査したが、申請書及び申請データは存在しなかった。その ため、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示 とした。

- (3) しかしながら、本件異議申立てを受けて改めて確認したところ、本件上屋は中土 木事務所が所管する占用物件ではなく、地下街の出入口として道路局管理課が所管 する占用物件であることが判明した。そのため、道路局管理課より改めて、本件処 分に関する追加の決定を行うこととした。
- (4) 上記のとおり、本件上屋は、法第32条第1項第5号に掲げる工作物であり、道路 局管理課の所管する占用物件であるため、中土木事務所としては本件上屋に係る申 請書を取得していない。また、占用に当たり、道路占用契約という形での手続は行 っていない。

したがって、本件申立文書は、中土木事務所としては、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書において主張している本件 処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 現在、現場に上屋がある以上、持ち主の特定ができないのは文書特定に疑義がある。
- (3) 現在、現場に設置されている上屋は、老朽化がひどく安全に通行ができない。

5 審査会の判断

(1) 道路占用許可に係る事務について

現在、横浜市では横浜市道路占用規則(昭和32年3月横浜市規則第17号。以下「占用規則」という。)に基づき、道路占用許可に係る事務を行っている。

占用規則では、占用の許可、占用許可の基準、占用許可の更新、占用物件の適正管理等について規定しており、道路占用許可に当たっては、申請書を各区土木事務所又は道路局管理課に提出することとしている。占用物件の種類によって申請書の提出先は異なっており、看板や足場等は各区土木事務所、地下街や歩道橋等は道路局管理課が提出先となる。本件のような地下街の出入口の上屋は、道路局管理課が所管となる。

占用許可に当たっては、申請者からの申請に基づき、道路占用許可書を交付している。また、占用許可を更新する場合、申請後に許可書を交付し、期間を更新して

いる。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件上屋の権利者が特定できる文書及び道路占用契約に関する文書である。

- (3) 本件申立文書の不存在について
 - ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと しているため、当審査会で、平成27年10月23日に実施機関に対して事情聴取を行 ったところ、次のとおり説明があった。
 - (ア) 本件請求の時点では、本件上屋は道路構造物であり、中土木事務所の所管する占用物件であると想定し、申請書の提出の有無について、道路占用物件検索システム等により調査した。検索の結果、申請書及び申請データは存在しなかったことから、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。
 - (イ) 本件異議申立てを受けた後、横浜市土木事務所長委任規則(昭和43年9月横 浜市規則第79号。以下「委任規則」という。)を確認したところ、本件上屋の 所管については、中土木事務所ではなく、道路局管理課であることが判明した。 そのため、本件上屋の所管である道路局管理課あてに、本件処分に対する追 加の決定を行うよう依頼するとともに、安全に通行できない状況にある等の申 立人からの主張について伝えた。その後、道路局管理課において、本件処分に 対する追加の決定が行われている。
 - (ウ) 横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)第10条第4項に 基づき制定された行政文書分類表により、申請書の保存期間について確認する と、平成27年度における保存期間は5年であった。念のため中土木事務所内で 保存している文書を検索したが、申立人の求める文書は、作成し、又は取得し ておらず、保有していなかった。
 - (エ) さらに、占用許可については、民間法人等からの申請書の提出を受け、占用 許可書を交付する形で事務を行っており、申立人のいう道路占用契約という形 での契約書等は存在していない。
 - イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。
 - (ア) 本件上屋の道路占用に係る事務につき、委任規則を確認したところ、地下街、 地下室、建築物の屋上部を連結する通路等の占用の許可等の事務は、土木事務

所長に委任する項目からは除くこととされている。そのため、地下街については土木事務所長の所管ではなく、横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)に基づき、道路の占用に関すること(道路局建設部建設課及び土木事務所の主管に属するものを除く。)を所管する、道路局管理課扱いの物件と考えることが適当である。

また、占用規則第3条の規定に基づき定める道路占用許可基準(平成18年3 月横浜市告示第97号)第4節においては、法第32条第1項第5号に係る施設と される地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設に係る設置基 準として、「地下通路の出入口を地上に設ける場合は、法敷又は歩道若しくは 自転車歩行者道内の車道寄りに設けることとし、かつ、歩道等に設ける場合は、 当該歩道の一側が通行できるようにすること。」と定められている。道路占用 許可基準に具体的な設置基準が記載されていることから、地下街の出入口につ いては、法第32条第1項第5号に係る施設として扱うと考えられる。よって、 本件上屋についても、地下街と同一のものが所管すると考えることに、不合理 な点はない。

以上のことから、本件上屋は道路局管理課が所管する占用物件である、と解される。

(イ) 次に、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非 開示としたという実施機関からの説明について以下検討する。

前述のとおり、本件上屋は道路局管理課が所管する占用物件であって、実施機関が本件上屋の申請書を受理し、許可書を交付する事務を所管していない以上、実施機関の説明は不自然ではない。

また、保存文書について存在するか念のため確認を行ったが文書は存在しなかった、という実施機関からの説明についても、占用物件所管部署でない以上、不自然な点はない。その他、実施機関からの説明において、本件上屋の権利者が特定できる文書の存在を推認させる特段の事情もない。

ウ したがって、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していない という実施機関の説明は、是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書は存在しないとして非開示とした決定は、 妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 髙橋良、委員 三輪律江

《参考》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審査の経過 |
|---|-------------------------|
| 平成27年5月14日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成27年5月21日 (第184回第三部会) 平成27年5月22日 (第271回第二部会) 平成27年5月28日 (第269回第一部会) | ・諮問の報告 |
| 平成27年10月9日 (第279回第二部会) | • 審議 |
| 平成27年10月23日 (第280回第二部会) | ・審議 ・実施機関から事情聴取 |
| 平成27年11月6日 (第281回第二部会) | • 審議 |
| 平成27年11月27日 (第282回第二部会) | • 審議 |